

校則について

1 生活

日進高生としての誇りと自覚をもって、規律のある、明るく、楽しい生活を送る。

- (1) 言葉づかいに気をつけ、進んで挨拶をする。
- (2) 時間を守り、他人に迷惑をかける。
- (3) 学校行事や部活動に積極的に参加する。
- (4) よりよい人間関係づくりに努め、いじめや暴力行為は絶対にしない。また、友人等との交際は節度をわきまえる。
- (5) 服装規定を守る。また、化粧をしたり装身具をつけない。
- (6) 頭髪は清潔なものとし、脱色・染色・パーマ等は禁止する。
- (7) 所持品には記名をする。また、学校の教育活動に不必要なものは持参しない。携帯電話の校内持ち込みは原則として禁止する。
- (8) 生徒間での金銭及び物品の授受、貸借並びに売買行為はしない。
- (9) 不健全な場所への出入りは禁止する。また、深夜はいかい、無断外泊をしない。
- (10) アルバイトは原則として禁止する。
- (11) 盗難・事故等があった際は直ちに届け出る。
- (12) 校内での掲示・印刷物配布については生徒指導部の許可を必要とする。

2 服装

服装は質素・清潔なものとする。流行を追ったり、華美にならないようにする。

- (1) 制服
登下校時には制服を着用し、以下の規定を遵守する。
 - ①冬服 学校指定のものを着用する。
 - ②夏服 学校指定のものを着用する。
- (2) 防寒着
コート・マフラー・手袋など華美でないものの着用を許可する。ただし着用は冬服着用時、また登下校時に限る。
- (3) その他の衣類
制服の下には華美でないものの着用すること。その際、襟や裾などを制服から出さない。
- (4) 靴
 - ア 登下校時
短革靴または運動靴とする。
 - イ 在校時

学年色の指定スリッパとする。体育館内においては、指定の運動靴を使用する。

(5) カバン

華美でないもの。

(6) 異装届

事故や体調不良により規定外の服装等を着用しなければならない場合は、生徒手帳の異装届欄に記入し、担任・生徒指導部の許可を得る。

3 安全

(1) 交通規則を遵守する。

(2) 公共交通機関を利用する際には、マナーを守り他に迷惑をかけない。

(3) 登下校時にタクシーを利用しない。特別な理由により利用する場合は担任に申し出る。

(4) 自転車での通学について

ア 「自転車通学許可願」を提出する。

イ 自転車の後部ドロよけ等に学校指定のステッカーを貼る。

ウ 雨天時には、レインコートを使用し、傘さし運転をしない。

エ 並走、二人乗り、「ながら」運転をしない。道路の左側端を一列で走行する。

オ 夜間時はライトを点灯する。

カ 自転車保険に必ず加入する。

キ ヘルメット着用を励行する。

ク 自転車点検の際の点検項目は別に示す。

(5) 在学中は、四ない運動にのっとり自動車（原動機付自転車・自動二輪車・自動車）の運転および免許取得を認めない。

「四ない運動」とは、

車の免許を取らない

車を買わない

車に乗らない

他人の車に乗せてもらわない

である。

校則見直しの手続きについて

- (1) 生徒会は、校則の変更(追加、改正又は廃止)について、生徒議会の審議を経て、承認を得た後、校長に対し、校則の変更を求めることができる。
- (2) 校長は、前項の規定に基づく求めがあったとき、又は、校則の変更が必要と判断したときは、生徒や保護者、教員等から意見を聴取し、運営委員会でその内容を議論する。
- (3) 校長は、生徒や保護者、教員等からの意見や運営委員会での議論、本校の教育目標を踏まえ、校則の変更について決定する。